

定 款

ディーブイエックス株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ディープイエックス株式会社と称し、英文では、DVx Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース
- (2) 医療用機器ならびに関連周辺機器の研究・開発
- (3) 医療用システムの設計、売買および輸出入
- (4) 医療用コンピューターの設計ならびに製造、売買
- (5) 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース
- (6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品、介護用品および介護機器の輸出入および製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース
- (7) 医療および医療用機器全般のコンサルティング業務ならびにサービスの内外提供
- (8) 医療出版および市場調査を含む関連サービスの内外提供
- (9) 古物の売買
- (10) 前各号に付帯または関連する一切の事業および投資

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、4,400 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し、議長となる。なお、代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めたものが株主総会を招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除

き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である者は除く）は、8名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

2. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。
3. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
5. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって、役付取締役の地位を創設し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から役付取締役を若干名選定することができる。

（取締役会の招集者および議長）

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 36 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であったものを含む）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき会計監査人との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得その他の会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当として期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 40 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領

されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

第 1 条 当会社は、取締役会の決議によって、第 34 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に規定の監査役であったものの損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 2 条 定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2025 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

以上

（令和 6 〈2024〉年 6 月 28 日改定）